

福島県過疎・中山間地域振興条例 の趣旨等について

平成17年3月

平成25年10月一部改正

(下線部：令和3年10月改正)

福島県議会事務局

福島県過疎・中山間地域振興条例の趣旨等について 目次

	ページ
前文	1
第1条（目的）	3
第2条（定義）	4
第3条（基本方針）	5
第4条（県の責務）	7
第5条（市町村の役割）	9
第6条（県民の役割）	10
第7条（生活基盤等の整備促進）	10
第8条（産業の振興）	11
第9条（交流の促進等）	12
第10条（子育て及び教育環境の充実等）	13
第11条（担い手の確保及び育成）	14
第12条（持続可能な地域社会の実現等）	14
第13条（東日本大震災による被害等の克服）	15
第14条（その他の措置）	16
第15条（地域づくり計画の策定）	16
第16条（集落等に対する支援）	17
第17条（推進体制の整備）	18
第18条（財政上の措置）	19
第19条（年次報告）	20
第20条（委任）	20
新旧対照表	21

前文

福島県の過疎・中山間地域は、豊かな自然環境に恵まれ、県土の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的かつ公益的な機能を発揮するとともに、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。

また、その豊かな水と緑が織りなす美しい景観と、その地域が有する特色ある伝統文化は、本県の貴重な地域資源となっている。

しかしながら、社会及び経済状況の変化による少子高齢化の進行、農林水産業等の経済活動の減退等は、急激な過疎化を招き、深刻な担い手不足、集落機能の低下、農地や森林の荒廃等が大きな社会問題となっている。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の過疎・中山間地域に重大な影響をもたらした。

特に、原子力災害による放射性物質の影響は、森林などの自然環境、食料や水などの生活環境、農林水産業、商工業、観光業等に大きな被害をもたらしており、過疎・中山間地域の抱える課題を更に深刻なものにしている。

併せて、近年、地球温暖化等の要因により豪雨災害などが頻発化・激甚化し、豊かな自然環境と共生する過疎・中山間地域の生活にも深刻な影響を及ぼしており、過疎・中山間地域の森林、里山や水田が有している自然災害の抑制などの多面的機能の価値を改めて認識する必要がある。

こうした状況の下、東日本大震災や自然災害の影響を克服し、本県の過疎・中山間地域を活力ある地域として再生し、ゆとりと豊かさの実感できる生活を実現すること、並びに地域の豊富な資源とそこで培われてきた伝統及び文化を生かした魅力と個性のある地域づくりを図ることなど、本県の過疎・中山間地域の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開するとともに、これらの地域の自立に向けて、持続的な発展が可能な地域づくりに取り組むことが重要な課題となっている。

また、新型コロナウイルスの拡大を契機として、ゆとりと安らぎのある生活が可能

な過疎・中山間地域の価値が改めて評価されつつあり、人口の過度の集中によるリスクを避けながら都市地域と連携し、新しい技術等も用いて豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たしていくことが求められている。

これらの課題に対応し、過疎・中山間地域の持続的発展を図るためには、県民一人一人の理解と協力が不可欠であり、美しいふるさとに誇りを持つとともに、その豊かな恵みを守り育てていくことの大切さを、共通して認識することが最も重要である。

このような考え方に立って、過疎・中山間地域の課題の解決に向けた方策を明らかにするとともに、これらの地域が有する貴重な資源と重要な機能を将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

【趣旨・解釈】

1 福島県は、これまでも過疎・中山間地域の振興を図るため、様々な施策を行ってきたが、過疎・中山間地域の振興を図る上位規程としての条例が無く、過疎・中山間地域を意識した取組は限られていた。その結果、一定の成果は認められるものの、これらの地域は急速に活力を失っていくことが懸念されている。

しかし、過疎・中山間地域が持つ大きな力とそこに住む人たちの知恵、そして、県民の協力をうまく組み合わせれば、これらの地域を活力ある地域として再生していくことは可能であると考え。また、この地域が持つ多面的かつ公益的な機能は、都市に対する包容力とも言えるものであり、過疎・中山間地域の機能維持がなされない限り、都市部の安全・安心は無いと考える。つまり、過疎・中山間地域と都市部、この二つの力をうまく組み合わせ、共に引き上げることが重要である。

このような認識に立ち、前文では、今後の過疎・中山間地域の振興を図る上での基本的な理念を規定した内容となっている。

2 平成23年3月11日に発生した東日本大震災（平成23年3月11日に発

生じた東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)及び近年、頻発化・激甚化している自然災害が、県内の過疎・中山間地域に与えた影響に対する認識を明らかにした上で、東日本大震災の発生などにより生じた課題を解決するための施策展開の重要性を示している。

3 令和3年4月、新たな過疎対策法として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新たな過疎対策法」という。）が施行され、社会情勢の変化等により、目的が「自立促進」から「持続的発展」へと見直されたことを踏まえ、持続的な発展が可能な地域づくりに取り組んでいくことを明記している。

また、豪雨災害などが頻発化・激甚化する中で、過疎・中山間地域の森林、里山や水田が有している自然災害の抑制などの多面的機能の価値を改めて認識する必要があることや、新型感染症の拡大を契機としてゆとりと安らぎのある生活が可能な過疎・中山間地域の価値が改めて評価されつつあり、新しい技術等も用いながら様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たしていくことが求められている旨を新たに明記している。

第1章 総則

第1条（目的）

（目的）

第1条 この条例は、過疎・中山間地域の振興に関する基本方針を定め、その実現を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで住みよい調和のとれた持続的に発展する地域社会の実現に資することを目的とする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、この条例制定の目的を明らかにしたものである。

- 2 「豊かで住みよい調和のとれた持続的に発展する地域社会の実現」とは、県土の約8割を占める過疎・中山間地域の振興を図ることにより、県全体を発展させていこうという趣旨である。すなわち、ここで言う「地域社会」とは、過疎・中山間地域に限定された地域社会ではなく、県全体を指している。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において「過疎・中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- （2）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- （3）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項又は第2項、第41条第1項又は第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- （4）前3号に掲げるもののほか、それらの地域に類する地域として規則で定める地域

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例が対象とする地域的概念である「過疎・中山間地域」の定義規定である。
- 2 県が策定した「福島県過疎・中山間地域振興戦略」（以下「戦略」という。）で対象とする地域と本条例で対象とする地域は、同じ範囲を想定しており、本条例と「戦略」が軌を一にして、本県の過疎・中山間地域の振興に資する

ことを目的としている。

3 第3号は、新たな過疎対策法が施行されたことに伴い、関係規定を整理するものである。

【運用方針】

1 第4号で規定している「それらの地域に類する地域として規則で定める地域」とは、下記の地域である。

(1) 福島県市町村振興基金貸付規則（昭和63年規則第30号）**別表第二に規定する公共施設等整備事業枠の部のうち、準過疎地域振興事業の項に係る市町村**

(2) **その他知事が別に定める地域**

2 第4号では、条例施行時点で対象となる59市町村（地域）が、法令等の改正・市町村の合併等により、「定義」からはずれる場合でも、引き続き、本条例により支援が必要と認められる場合は継続して支援していくべきことも、念頭に置いている。

第3条（基本方針）

（基本方針）

第3条 過疎・中山間地域においては、地域の将来は自らが決定するとの基本的な考えに基づき、**地域の持続的な発展に向けて**、その地域に居住する住民（以下「住民」という。）の自主的かつ主体的な取組の促進が図られなければならない。

2 過疎・中山間地域においては、地域の実情に応じた生活基盤の整備**及び新技術の活用**が図られるとともに、住民の自主的活動を通じた集落機能の維持発展と安全で安心な地域づくりが図られなければならない。

3 過疎・中山間地域においては、地域における既存の産業の魅力が高められるとともに、地域固有の資源を活用した新たな産業の創出が促進されることにより、**雇用機会が拡充され**、自立と共生による安定した生活ができ

る地域づくりが図られなければならない。

- 4 過疎・中山間地域においては、豊かな自然環境の中で地域に対する新たな価値が見いだされることにより、地域内外との交流が促進され、県民その他地域と多様な形で関わる者（以下「関係人口」という。）との相互理解が深められるとともに、交流と連携による地域づくりが図られなければならない。
- 5 過疎・中山間地域においては、地域が守りはぐくんだ緑豊かな自然、伝統及び文化の継承並びに地域づくりの担い手の確保及び育成が図られなければならない。
- 6 過疎・中山間地域においては、前各項に掲げるものに加え、東日本大震災による被害及び影響を克服するための取組による地域づくりが図られなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の振興を図る上で、県民、市町村、県、すなわち、福島県の過疎・中山間地域の振興に関わる全てのものが共有する基本方針について定めたものである。
- 2 第1項「住民の自主的かつ主体的な取組」は、基本方針の中でも特に重要な規定であり、他の4つの基本方針（安全・安心な地域づくり、安定した生活ができる地域づくり、交流と連携による地域づくり、文化の伝承と地域づくりの担い手の育成）全てに係る基本的な考え方である。
- 3 第2項は、スマート農林水産業や遠隔医療、遠隔教育など情報通信等における革新的技術は、過疎・中山間地域の条件不利性の克服につながると期待されることから、「新技術の活用」を図る必要があることを追加したものである。
- 4 第3項は、自立と共生による安定した生活ができる地域づくりの促進に向け、企業移転やサテライトオフィスの設置、地域資源を活用した農林水産業、製造業、観光業等の振興、情報サービス業の振興、再生可能エネルギーの活

用等による雇用の場を創出することで、雇用機会の拡充を図ることについて追加したものである。

5 第4項は、過疎・中山間地域は、人口減少・少子高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しており、地域外から地域と多様に関わる人材である「関係人口」が重要視されている点を追加したものである。

6 第5項は、地域に活力をもたらすのは人であり、地域づくりの担い手となる多様な人材を確保することが必要である視点を追加したものである。

7 第6項は、東日本大震災の影響等を克服することで、地域づくりが図られるべきとの視点を追加したものである。

第4条（県の責務）

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本方針にのっとり、国と連携し、かつ、過疎・中山間地域を有する市町村（以下「市町村」という。）の自主性を尊重し、過疎・中山間地域の振興に努めるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域の持続的発展を支援するため、市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

3 県は、市町村が定める過疎・中山間地域の持続的発展に関する計画（法第8条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画。以下「市町村計画」という。）の達成状況に関する評価等を踏まえ必要な支援に努めるものとする。

4 県は、国に対して過疎・中山間地域の持続的発展に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。

5 県は、過疎・中山間地域が有している多面的かつ公益的な機能について、県民の共通理解が得られるよう努めるものとする。

6 県は、住民が自主的かつ主体的に地域の課題の解決に取り組むために必要な情報の提供等の支援に努めるとともに、その課題の解決に向けた住民

からの提案を積極的に受け入れるよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の振興における県の責務を規定したものである。
- 2 第2項は、新たな過疎対策法第6条に「都道府県の責務」が新設されたことに伴い、新たに規定したものである。

(参考) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
(都道府県の責務)

第六条 都道府県は、第一条の目的を達成するため、第四条各号に掲げる事項につき、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 3 第3項は、市町村計画の達成状況の評価等を踏まえ、過疎・中山間地域への必要な支援を的確に行うことについて規定したものである。
- 4 第4項は、県は国に対し、積極的に施策の提案を行うよう努めることを明記している。

【運用方針】

- 1 過疎・中山間地域の振興で県の果たす役割は、大きく二つに分けられる。一つは、住民自治の考え方に依るもので、住民の自主的かつ主体的な取組を積極的に支援していくということであり、この考え方は、県の「戦略」においても明確に打ち出されている視点である。もう一つは、団体自治の考え方に依るもので、その住民の自助努力だけでは限界がある地域に対し、県の行政が主体性を持って手助けしていくということであり、この視点も依然として重要である。県においては、これら二つの役割に配慮した、バランスの取れた施策の展開が望まれる。

第5条（市町村の役割）

（市町村の役割）

第5条 市町村は、住民の意見を尊重し、かつ、県と連携し、過疎・中山間地域の持続的発展に関する施策を、市町村計画に基づき実施し、達成状況に関する評価を行うよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の振興において、過疎・中山間地域を有する市町村が果たすべき役割を規定したものである。
- 2 言うまでもなく、過疎・中山間地域の振興を実効あるものとして推進していくためには、広域的団体としての県と基礎的団体としての市町村が、各々の役割を分担し、連携・協調して一体となって課題の解決に取り組んでいかなければならない。本県においては、過疎・中山間地域の範囲が極めて広範に及び、県が総合調整機能を発揮することが不可欠であり、その責務は第4条に示されているとおりである。
- 3 一方、基礎的団体としての市町村は、当該区域の過疎・中山間地域の振興を図る場面においては、第一義的な責任があることは自明の理である。このことを踏まえつつ、各市町村の過疎・中山間地域が置かれた条件はそれぞれに異なっている実情があることから、本条においては、市町村は、「市町村計画」に基づく施策を効果的に実施するとともに、その達成状況を評価し、適切に見直しを行うPDCAサイクルにより持続的発展を図っていくよう努めることを一般的規定として設けたものである。
- 4 第4条（県の責務）で、「県は市町村の自主性を尊重し、過疎・中山間地域の振興に努めるものとする」と定めているところであり、本条は、この場合の県が尊重すべき市町村の自主性の内容を定めた規定でもある。もとより、県と市町村はイコールパートナーであり、本条例の運用に当たっては、その点が留意されなければならないことは言うまでもない。

第6条（県民の役割）

（県民の役割）

第6条 県民は、過疎・中山間地域の有する多面的かつ公益的な機能に対する関心を高め、その理解を深めるとともに、過疎・中山間地域の持続的発展への協力とその取組への参加に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の持続的発展に向けて、県民が果たすべき役割を規定したものである。
- 2 本条は、過疎・中山間地域に居住する住民（以下「住民」という。）を含め広く県民一般を対象にその役割を規定している。一方で、住民の役割は、第3条（基本方針）で自主的かつ主体的に当該地域の振興に努める旨規定しているので、本条は、主に住民以外の県民を念頭に置いた規定となっている。
- 3 この条例は、県議会で制定するものであるが、県民は、共にこの条例を育てるという気持ちで、解釈・運用されることが期待されている。県民の参加を明記した点には、そのような意味も込められている。

第2章 過疎・中山間地域振興に係る基本施策

第7条（生活基盤等の整備促進）

（生活基盤等の整備促進）

第7条 県は、過疎・中山間地域において、生活環境の改善を図るため、道路その他の交通施設等の整備及び維持、上水道及び下水道等の整備、情報通信基盤の整備並びに新技術の活用による各種対策の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、過疎・中山間地域において、安全で安心な生活を確保するため、

治山、治水及び防災に係る機能の強化その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、過疎・中山間地域において、健康の維持増進のため、保健、医療及び介護・福祉の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、過疎・中山間地域において、住民が住み続けられる生活環境を確保するため、移動及び交通手段の確保並びに日常生活に必要不可欠なサービスの維持に係る各種対策その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、第3条（基本方針）第2項に対応する県が行うべき具体的な施策の推進について規定したものである。

2 第2章（第7条から第14条）に共通して言えることであるが、これらの施策の推進により、過疎・中山間地域の多面的かつ公益的な機能が維持・増進されることを想定している。

3 第1項において、情報通信等における革新的技術は、スマート農林水産業や遠隔医療、遠隔教育等、過疎・中山間地域の条件不利性の克服に資すると期待されることから、「新技術の活用による各種対策の推進」を追加したものである。

なお、「下水道等」には、農業集落排水事業等も含む。

4 第4項は、住民が住み続けられる「生活環境の確保」という視点から、移動・交通手段の確保に加え、商業機能や金融、燃料供給など日常生活に必要不可欠なサービスの維持に係る各種対策を講ずる旨を規定したものである。

第8条（産業の振興）

（産業の振興）

第8条 県は、過疎・中山間地域において、自然環境と調和した農林水産業及び地場産業等の振興を図るため、新たな特産品の研究開発の取組を支援

し、並びにその消費及び利用促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域において、農林水産業及び地場産業等の経営の安定及び多様化を図るため、地域の特性及び資源並びに経営体の規模に応じた支援を行うとともに、県の関与に係る低金利の貸付制度その他の金融制度の充実及び産業基盤の整備に関する情報の提供の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、過疎・中山間地域において、雇用の場の創出を図るため、既存の産業の振興とともに、企業誘致、観光振興及び新産業の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、第3条（基本方針）第3項に対応する県が行うべき具体的な施策の推進について規定したものである。

2 第2項は、過疎・中山間地域においては、それぞれの地域が有する特性や資源、更には経営体の規模の違い等に応じて、一律的な施策ではなく、きめ細かな支援を行うことが求められていることを踏まえて追加したものである。

3 第3項は、雇用の場の創出を図る具体的施策として、既存の産業の振興に加え、企業誘致、観光振興及び新産業の育成など、新たな活力の導入を図るための措置を講ずることについての規定を追加したものである。

第9条（交流の促進等）

（交流の促進等）

第9条 県は、過疎・中山間地域において、地域資源を有効に活用した新たな観光に係る資源の開発並びに地域の主体的な交流活動及び連携の事業の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域において、地域内外との交流の促進による人の流れの創出、関係人口の拡大及び移住・定住の促進を図るため、必要な措

置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、第3条（基本方針）第4項に対応する県が行うべき具体的な施策の推進について規定したものである。
- 2 過疎・中山間地域は、都市部の人々が、豊かな自然環境などにより、ゆとりや安らぎを与えられる地域であって欲しいと考える。そのためには、過疎・中山間地域からのPRに加えて、都市部の人々が実際にその地域に行って、その地域の良さを体感していただくことが重要である。本条には、そのような趣旨も込められている。
- 3 第2項は、人口減少が著しい地域においては、都市部など地域外からの人の流れによって様々な好影響が期待されることから、想いを持って多様な形で地域と継続的に関わり応援してくれる「関係人口」のほか、観光やイベントなどで訪れる「交流人口」、縁があって住民となる「移住・定住」の促進を図るため、これらに必要な措置を講ずるものとすると改正するものである。

第10条（子育て及び教育環境の充実等）

（子育て及び教育環境の充実等）

第10条 県は、過疎・中山間地域において、住民が安心して子どもを産み育てることができる環境及び教育環境の充実を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、人口減少、少子高齢化が著しい過疎・中山間地域においては、担い手不足の問題が顕在化していることから、地域の未来を担う人材の確保・育成を図るためにも、住民が安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て及び教育環境の充実等について特に規定したものである。

2 医療提供体制の縮小、学校の小規模化や統廃合が進む中で、妊娠期から子育て期にわたって、多様なニーズに対応した切れ目のない支援サービスの提供や、地域の特性を踏まえた特色ある教育、地域外の児童・生徒との交流、ICTを活用した多様な学習機会の提供など、学びの充実のための取組等を講ずることが求められている。

第11条（担い手の確保及び育成）

（担い手の確保及び育成）

第11条 県は、過疎・中山間地域において、自主的かつ主体的に地域づくりを進める担い手の確保及び育成を図るとともに、地域を支える多様な人材の確保に向け、移住・定住に関する支援、地域内外との交流、研修機会の拡充その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域に根差した伝統及び文化を尊重し、それらの維持、継承及び再生を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、第3条（基本方針）第5項に対応する県が行うべき具体的な施策の推進について規定したものである。すなわち、地域内部の担い手の確保・育成と多様な外部人材の確保の両面が重要であり、そのために必要な措置を講ずる旨を規定している。

2 今は途絶えて無くなっている伝統及び文化もあり、それらを復活させていくことも重要であることから「再生」という表現を用いている。

第12条（持続可能な地域社会の実現等）

（持続可能な地域社会の実現等）

第12条 県は、持続可能で誰もが安心して生活することができる地域社会の

実現を図るため、過疎・中山間地域において、再生可能エネルギーの導入拡大への取組その他資源の有効活用の促進に取り組むとともに、地域特有の資源の供給、豊かな自然環境及び景観の保全等過疎・中山間地域が有する機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民の自然環境に対する理解を深めるため、過疎・中山間地域の自然を活用した環境に関する教育的な取組その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、第3条（基本方針）には対応していないものの、県が行うべき具体的な施策として、これからの時代に欠かせない、また、過疎・中山間地域がその役割の大きな部分を占めるであろう、再生可能エネルギーの導入拡大への取組その他について、特に一条を設けて規定したものである。

2 第1項は、令和3年度（2021年）から第2フェーズに入った「福島新エネルギー社会構想」の下、再生可能エネルギーの一層の導入拡大を目指した取組が求められていることを踏まえ、再生可能エネルギーの「研究開発」から「導入拡大」へ改正するものである。なお、導入拡大の取組とともに、豊かな自然環境及び景観の保全等、過疎・中山間地域が有する機能の維持増進を図るための措置を講ずることが求められる。

第13条（東日本大震災による被害等の克服）

（東日本大震災による被害等の克服）

第13条 県は、過疎・中山間地域における東日本大震災からの迅速な復旧、復興を図るため、生活基盤の整備、豊かな自然環境の回復、地域社会の維持・再生、これまでの常識にとらわれない大胆な発想に基づく産業の創出その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、第3条（基本方針）第6項に対応する県が行うべき具体的な施策の推進について規定したものである。
- 2 「これまでの常識にとらわれない大胆な発想に基づく産業の創出」の中には、従来からの過疎・中山間地域のイメージから脱して、これまでのレベル以上の取組を進めていく必要性が込められている。

第14条（その他の措置）

（その他の措置）

第14条 第7条から前条までに掲げるもののほか、県は、過疎・中山間地域の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、新たな対応が必要な場面にも県の施策として対応できるようにしておくために置いた規定である。

第3章 過疎・中山間地域振興に関する施策の推進

第15条（地域づくり計画の策定）

（地域づくり計画の策定）

第15条 住民、集落及び特定非営利活動法人その他の団体（以下「集落等」という。）は、県との連携及び協力による過疎・中山間地域の持続的発展を目的として、地域の実情を反映した地域づくりに係る計画（以下「地域づくり計画」という。）を策定することができる。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、集落等は、県との連携及び協力による過疎・中山間地域の持続的

発展を目的として、自ら地域づくり計画を策定することができることを明記したものである。

- 2 地域の実情は、その地域に住んでいる住民が一番良く把握しているものであり、その住民自らが地域の将来展望を築く取組に自主的かつ主体的に取り組めるよう、本条を置いている。なお、この「地域づくり計画」は、住民により近い県の組織である地方振興局単位で集約していくことを想定している。

【運用方針】

- 1 「地域づくり計画」の具体的な処理の仕方については、県の運用に委ねる。

第16条（集落等に対する支援）

（集落等に対する支援）

第16条 県は、集落等が地域づくり計画を策定した場合において、当該地域づくり計画が他の集落等の参考となるものと認めるときは、当該集落等との連携及び協力により、その実現に努めるものとする。

- 2 県は、集落等が地域の持続的発展に関する事業を自ら企画して実施しようとするときは、当該事業に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 県では、これまでも地域づくりサポート事業などの住民参画・協働型地域づくり事業を実施しているが、それらはいずれも要綱等の行政内部の定めによるものであり、事業の継続性を担保するものとしては必ずしも十分なものではないと言える。こうしたことから、本条は、第4条（県の責務）第6項及び前条の規定を受け、地域の振興は住民を主体とし、住民との協働により、推進していくことを明文をもって規定し、住民からの提案に法的な根拠を与えたものである。なお、県の具体的な支援方策は、各種施策の展開に委ねられることになるが、その展開に当たっては、地域の自主的かつ主体的な取組

を最大限尊重するとともに、施策間の連携を図り、効果的な執行に努めることが求められる。

- 2 県が集落等に対する支援を行う意義は、個々の地域が点として取り組むのではなく、県のバックアップで、それらを線とし、面としていくことで、一力所では取組が難しい地域も連携により、効率的な取組につながることを期待出来るからである。
- 3 第1項の「他の集落等の参考」となる計画とは、県内の他の地域においても参考となる、いわゆるモデル計画となり得るものであり、更に、他の地域において地域づくりへの意欲を起こさせるような、より波及効果の高い計画が想定されている。

【運用方針】

- 1 集落等に対する県の具体的な支援方法については、県の運用に委ねる。
- 2 県では、これまでも各種の住民参画・協働型地域づくり事業を実施しているが、取り扱い等が各部によって様々であることから、県民にとっては分かりづらく、かつ、非効率といった面も否定できない。また、今後は、地域経営に責任を持つ地方振興局が中心となって、各種事業間の連携強化を図り、より効率的な執行に改善すべきと考える。そうした観点から、将来的には、各種の住民参画・協働型地域づくり事業は、本条第2項の趣旨に則り一本化する等、県民にとって分かりやすい事業へ再構築されることが望まれる。

第17条（推進体制の整備）

（推進体制の整備）

第17条 県は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を関係部局の緊密な連携の下に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を推進するに当たって、県

は必要な体制の整備に努めることを確認的に規定したものである。

- 2 県の施策を推進するに当たっては、出来るだけ住民に近い所で住民の声を反映させながら、住民の立場に立って、行われなければならない。そのためには、出先機関等の現場を重視した組織体制の構築に向けて絶えず見直しをしていくことが求められる。
- 3 より住民に近い出先機関の機能強化、特に地方振興局には政策機能の強化も期待されている。

【運用方針】

- 1 各地方振興局単位に経営戦略会議を設け、専任の職員を配置することにより、住民に対しての一元化された窓口の役割を果たすことを想定している。

第18条（財政上の措置）

（財政上の措置）

第18条 県は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を推進するため、県は必要な財政上の措置を講ずべきであることを確認的に規定したものである。

【運用方針】

- 1 第17条に規定する推進体制の整備とあいまって、予算面では、地方振興局で企画立案したものを、県として承認し、部局横断的に優先的に予算を付けるシステムを構築しようとする取組は、大いに評価出来るので、その考え方を推進することが望まれる。

第19条（年次報告）

（年次報告）

第19条 知事は、毎年、福島県議会に、過疎・中山間地域の振興について講じた主な施策に関して報告しなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が過疎・中山間地域の振興のために講じた主な施策を県議会に報告することを知事に義務付けた規定である。
- 2 この年次報告により、過疎・中山間地域の振興に関する施策についての県民の理解を促進させることが本条の目的であり、行政情報の公開の観点からも、重要な意義を有する規定である。

【運用方針】

- 1 主な施策とは「戦略」に基づく施策を想定している。
- 2 知事は、議会に報告するとともに、県民に対しても情報公開を積極的に行うことが望まれる。

第4章 委任

第20条

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、本条例の実施に関して必要な事項については規則で定めることとした規定である。
- 2 現在、「福島県過疎・中山間地域振興条例第二条第四号の地域を定める規則」（平成17年3月25日福島県規則第44号）が定められている。

新旧対照表

新	旧
<p>目次 前文 第一章 総則（第一条—第六条） 第二章 過疎・中山間地域振興に関する基本施策（第七条—<u>第十四条</u>） 第三章 過疎・中山間地域振興に関する施策の推進（第<u>十五条—第十九条</u>） 第四章 委任（第<u>二十条</u>） 附則</p> <p>福島県の過疎・中山間地域は、豊かな自然環境に恵まれ、県土の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的かつ公益的な機能を発揮するとともに、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。</p> <p>また、その豊かな水と緑が織りなす美しい景観と、その地域が有する特色ある伝統文化は、本県の貴重な地域資源となっている。</p> <p>しかしながら、社会及び経済状況の変化による少子高齢化の進行、農林水産業等の経済活動の減退等は、急激な過疎化を招き、深刻な担い手不足、集落機能の低下、<u>農地や</u> <u>森林の荒廃等</u>が大きな社会問題となっている。</p> <p>こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の過疎・中山間地域に重大な影響をもたらした。</p>	<p>目次 前文 第一章 総則（第一条—第六条） 第二章 過疎・中山間地域振興に関する基本施策（第七条—<u>第十三条</u>） 第三章 過疎・中山間地域振興に関する施策の推進（第<u>十四条—第十八条</u>） 第四章 委任（第<u>十九条</u>） 附則</p> <p>福島県の過疎・中山間地域は、豊かな自然環境に恵まれ、県土の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的かつ公益的な機能を発揮するとともに、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。</p> <p>また、その豊かな水と緑が織りなす美しい景観と、その地域が有する特色ある伝統文化は、本県の貴重な地域資源となっている。</p> <p>しかしながら、社会及び経済状況の変化による少子高齢化の進行、農林水産業等の経済活動の減退等は、急激な過疎化を招き、深刻な担い手不足、集落機能の低下、<u>耕作放棄地の増大、森林の荒廃等</u>が大きな社会問題となっている。</p> <p>こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の過疎・中山間地域に重大な影響をもたらした。</p>

特に、原子力災害による放射性物質の影響は、森林などの自然環境、食料や水などの生活環境、農林水産業、商工業、観光業等に大きな被害をもたらしており、過疎・中山間地域の抱える課題を更に深刻なものにしている。

併せて、近年、地球温暖化等の要因により豪雨災害などが頻発化・激甚化し、豊かな自然環境と共生する過疎・中山間地域の生活にも深刻な影響を及ぼしており、過疎・中山間地域の森林、里山や水田が有している自然災害の抑制などの多面的機能の価値を改めて認識する必要がある。

こうした状況の下、東日本大震災や自然災害の影響を克服し、本県の過疎・中山間地域を活力ある地域として再生し、ゆとりと豊かさの実感できる生活を実現すること、並びに地域の豊富な資源とそこで培われてきた伝統及び文化を生かした魅力と個性のある地域づくりを図ることなど、本県の過疎・中山間地域の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開するとともに、これらの地域の自立に向けて、持続的な発展が可能な地域づくりに取り組むことが重要な課題となっている。

また、新型感染症の拡大を契機として、ゆとりと安らぎのある生活が可能な過疎・中山間地域の価値が改めて評価されつつあり、人口の過度の集中によるリスクを避けながら都市地域と連携し、新しい技術等も用いて豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たしていくことが求められている。

これらの課題に対応し、過疎・中山間地域の持続的な発展を図るためには、県民一人一人の理解と協力が不可欠であり、美しいふるさとに誇りを持つとともに、その豊かな恵みを守り育てていくことの大切さを、共通して認識することが最も

特に、原子力災害による放射性物質の影響は、森林などの自然環境、食料や水などの生活環境、農林水産業、商工業、観光業等に大きな被害をもたらしており、過疎・中山間地域の抱える課題を更に深刻なものにしている。

併せて、近年、豪雨災害などの自然災害が大規模化していることから、その影響により本県の過疎・中山間地域は、更に厳しい状況に置かれている。

こうした状況の下、東日本大震災や自然災害の影響を克服し、本県の過疎・中山間地域を活力ある地域として再生し、ゆとりと豊かさの実感できる生活を実現すること、並びに地域の豊富な資源とそこで培われてきた伝統及び文化を生かした魅力と個性のある地域づくりを図ることなど、本県の過疎・中山間地域の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開する_____ことが重要な課題となっている。

これらの課題に対応し、過疎・中山間地域の振興を図るためには、県民一人一人の理解と協力が不可欠であり、美しいふるさとに誇りを持つとともに、その豊かな恵みを守り育てていくことの大切さを、共通して認識することが最も

重要である。

このような考え方に立って、過疎・中山間地域の課題の解決に向けた方策を明らかにするとともに、これらの地域が有する貴重な資源と重要な機能を将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

(定義)

第二条 [略]

一～二 [略]

三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。） 第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三条第一項又は第二項、第四十一条第一項又は第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。））又は第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

四 [略]

(基本方針)

第三条 過疎・中山間地域においては、地域の将来は自らが決定するとの基本的な考えに基づき、地域の持続的な発展に向けて、その地域に居住する住民（以下「住民」という。）の自主的かつ主体的な取組の促進が図られなければならない。

2 過疎・中山間地域においては、地域の実情に応じた生活基盤の整備及び新技術の活用が図られるとともに、住民の自主的活動を通じた集落機能の維持発展と安全で安心な地域づくりが図られなければならない。

3 過疎・中山間地域においては、地域における既存の産業

重要である。

このような考え方に立って、過疎・中山間地域の課題の解決に向けた方策を明らかにするとともに、これらの地域が有する貴重な資源と重要な機能を将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

(定義)

第二条 [略]

一～二 [略]

三 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号） 第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三十三条第一項又は第二項 _____ の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

四 [略]

(基本方針)

第三条 過疎・中山間地域においては、地域の将来は自らが決定するとの基本的な考えに基づき _____、その地域に居住する住民（以下「住民」という。）の自主的かつ主体的な取組の促進が図られなければならない。

2 過疎・中山間地域においては、地域の実情に応じた生活基盤の整備 _____ が図られるとともに、住民の自主的活動を通じた集落機能の維持発展と安全で安心な地域づくりが図られなければならない。

3 過疎・中山間地域においては、地域における既存の産業

の魅力が高められるとともに、地域固有の資源を活用した新たな産業の創出が促進されることにより、雇用機会が拡充され、自立と共生による安定した生活ができる地域づくりが図られなければならない。

4 過疎・中山間地域においては、豊かな自然環境の中で地域に対する新たな価値が見いだされることにより、地域内外との交流が促進され、県民その他地域と多様な形で関わる者（以下「関係人口」という。）との相互理解が深められるとともに、交流と連携による地域づくりが図られなければならない。

5 過疎・中山間地域においては、地域が守りはぐくんだ緑豊かな自然、伝統及び文化の継承並びに地域づくりの担い手の確保及び育成が図られなければならない。

6 [略]

(県の責務)

第四条 [略]

2 県は、過疎・中山間地域の持続的発展を支援するため、市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

3 県は、市町村が定める過疎・中山間地域の持続的発展に関する計画（法第八条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画。以下「市町村計画」という。）の達成状況に関する評価等を踏まえ必要な支援に努めるものとする。

4 県は、国に対して過疎・中山間地域の持続的発展に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。

5 [略]

の魅力が高められるとともに、地域固有の資源を活用した新たな産業の創出が促進されることにより、_____、自立と共生による安定した生活ができる地域づくりが図られなければならない。

4 過疎・中山間地域においては、豊かな自然環境の中で地域に対する新たな価値が見いだされることにより地域間交流 _____が促進され、_____の相互理解が深められるとともに、交流と連携による地域づくりが図られなければならない。

5 過疎・中山間地域においては、地域が守りはぐくんだ緑豊かな自然、伝統及び文化の継承並びに地域づくりの担い手の_____育成が図られなければならない。

6 [略]

(県の責務)

第四条 [略]

2 県は、国に対して過疎・中山間地域の振興_____に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。

3 [略]

6 [略]

(市町村の役割)

第五条 市町村は、住民の意見を尊重し、かつ、県と連携し、過疎・中山間地域の持続的発展に関する施策を、市町村計画に基づき実施し、達成状況に関する評価を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、過疎・中山間地域の有する多面的かつ公益的な機能に対する関心を高め、その理解を深めるとともに、過疎・中山間地域の持続的発展への協力とその取組への参加に努めるものとする。

(生活基盤等の整備促進)

第七条 県は、過疎・中山間地域において、生活環境の改善を図るため、道路その他の交通施設等の整備及び維持、上水道及び下水道等の整備、情報通信基盤の整備並びに新技術の活用による各種対策の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 [略]

3 県は、過疎・中山間地域において、健康の維持増進のため、保健、医療及び介護・福祉の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、過疎・中山間地域において、住民が住み続けられる生活環境を確保するため、移動及び交通手段の確保並びに日常生活に必要不可欠なサービスの維持に係る各種対策その他必要な措置を講ずるものとする。

4 [略]

(市町村の役割)

第五条 市町村は、住民の意見を尊重し、かつ、県と連携し、過疎・中山間地域の振興に関する施策を、計画的に実施するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、過疎・中山間地域の有する多面的かつ公益的な機能に対する関心を高め、その理解を深めるとともに、過疎・中山間地域の振興への協力とその取組への参加に努めるものとする。

(生活基盤等の整備促進)

第七条 県は、過疎・中山間地域において、生活環境の改善を図るため、道路の整備及び維持、上水道及び下水道等の整備並びに情報通信基盤の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 [略]

3 県は、過疎・中山間地域において、健康の維持増進のため、保健、医療及び福祉の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(産業の振興)

第八条 [略]

2 県は、過疎・中山間地域において、農林水産業及び地場産業等の経営の安定及び多様化を図るため、地域の特性及び資源並びに経営体の規模に応じた支援を行うとともに、県の関与に係る低金利の貸付制度その他の金融制度の充実及び産業基盤の整備に関する情報の提供の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、過疎・中山間地域において、雇用の場の創出を図るため、既存の産業の振興とともに、企業誘致、観光振興及び新産業の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(交流の促進等)

第九条 県は、過疎・中山間地域において、地域資源を有効に活用した新たな観光に係る資源の開発並びに地域の主体的な交流活動及び連携の事業の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域において、地域内外との交流の促進による人の流れの創出、関係人口の拡大及び移住・定住の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(子育て及び教育環境の充実等)

第十条 県は、過疎・中山間地域において、住民が安心して子どもを生み育てることができる環境及び教育環境の充実を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(産業の振興)

第八条 [略]

2 県は、過疎・中山間地域において、農林水産業及び地場産業等の経営の安定及び多様化を図るため_____、

_____、
県の関与に係る低金利の貸付制度その他の金融制度の充実及び産業基盤の整備に関する情報の提供の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域間交流と連携の促進)

第九条 県は、過疎・中山間地域において、地域資源を有効に活用した新たな観光に係る資源の開発並びに地域の主体的な交流____及び連携の事業の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域におけるグリーン・ツーリズム（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第一項に規定する農村滞在型余暇活動及び同条第二項に規定する山村・漁村滞在型余暇活動をいう。）等の地域活動の推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(担い手の確保及び育成)

第十一条 県は、過疎・中山間地域において、自主的かつ主体的に地域づくりを進める担い手の確保及び育成を図るとともに、地域を支える多様な人材の確保に向け、移住・定住に関する支援、地域内外との交流、研修機会の拡充その他必要な措置を講ずるものとする。

2 [略]

(持続可能な地域社会の実現等)

第十二条 県は、持続可能で誰もが安心して生活することができる地域社会の実現を図るため、過疎・中山間地域において、再生可能エネルギーの導入拡大への取組その他資源の有効活用の促進に取り組むとともに、地域特有の資源の供給、豊かな自然環境及び景観の保全等過疎・中山間地域が有する機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 [略]

(東日本大震災による被害等の克服)

第十三条 [略]

(その他の措置)

第十四条 [略]

(地域づくり計画の策定)

第十五条 住民、集落及び特定非営利活動法人その他の団体（以下「集落等」という。）は、県との連携及び協力による過疎・中山間地域の持続的発展を目的として、地域の実情を反映した地域づくりに係る計画（以下「地域づくり計画」

(担い手の育成等)

第十条 県は、過疎・中山間地域において、自主的かつ主体的に地域づくりを進める担い手の育成を図るため、定住の促進

_____、研修機会の拡充その他必要な措置を講ずるものとする。

2 [略]

(持続可能な地域社会の実現等)

第十一条 県は、持続可能で誰もが安心して生活することができる地域社会の実現を図るため、過疎・中山間地域において、再生可能エネルギーの研究開発への取組その他資源の有効活用の促進に取り組むとともに、地域特有の資源の供給、豊かな自然環境及び景観の保全等過疎・中山間地域が有する機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 [略]

(東日本大震災による被害等の克服)

第十二条 [略]

(その他の措置)

第十三条 [略]

(地域づくり計画の策定)

第十四条 住民、集落及び特定非営利活動法人その他の団体（以下「集落等」という。）は、県との連携及び協力による過疎・中山間地域の振興_____を目的として、地域の実情を反映した地域づくりに係る計画（以下「地域づくり計画」

という。)を策定することができる。

(集落等に対する支援)

第十六条 県は、集落等が地域づくり計画を策定した場合において、当該地域づくり計画が他の集落等の参考となるものと認めるときは、当該集落等との連携及び協力により、その実現に努めるものとする。

2 県は、集落等が地域の持続的発展に関する事業を自ら企画して実施しようとするときは、当該事業に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十七条 [略]

(財政上の措置)

第十八条 [略]

(年次報告)

第十九条 [略]

第二十条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

という。)を策定することができる。

(集落等に対する支援)

第十五条 県は、集落等が地域づくり計画を策定した場合において、当該地域づくり計画が他の模範として適当と認めるときは、当該集落等との連携及び協力により、その実現に努めるものとする。

2 県は、集落等が地域の振興に関する事業を自ら企画して実施しようとするときは、当該事業に対して_____支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十六条 [略]

(財政上の措置)

第十七条 [略]

(年次報告)

第十八条 [略]

第十九条 [略]
